

ハヤヨミ！ 看護政策 No.441

都道府県看護協会長 様
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部
2024年9月24日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

令和6年能登半島地震による被災に伴う 被災地特例措置の今後の取扱いについて協議 — 中医協総会 —

公開可

◎令和6年能登半島地震による被災に伴う被災地特例措置の今後の取扱いについて協議 中医協総会

9月11日に中医協総会が開催された。事務局より「令和6年能登半島地震による被災に伴う被災地特例措置の今後の取扱いについて（案）」として、今年末に発災から1年を迎えることから、今後の特例措置の対応について、特例措置の期限を一旦定める事務連絡を发出、10月頃に特例措置を活用している保険医療機関数などをアンケートで把握し、得られた結果をもとに12月までに中医協に諮り、特例措置延長の有無を判断頂きたいとの説明があった。診療側委員は、示された案に異論はないとした上で「まずは、被災地の現状把握をしっかりと行うべき。現地の医療機関では、地域医療の提供を継続するため、建物や医療機器などのハード面だけでなく、医療従事者確保にも懸命な取り組みが行われている。その地域に医療が残っていなければ、被災者が戻りたくても戻れない。被災地の医療機関に対しては、地域医療の継続、ひいては被災・避難された方々の生活のために、引き続き幅広く特例のニーズを確認して、復旧の後押しとなるよう必要な継続を検討いただきたい」と発言した。保険者側からは「特例措置の延長を検討する重要な調査なので、回答を頂く医療機関の方々にはご負担となるがご協力をお願いしたい」との発言があった。（執筆：木澤常任理事）

◎令和6年度介護報酬改定の効果検証調査などについて検討 社会保障審議会介護給付費分科会

9月12日に上記分科会が開催され、令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和6年度調査）の調査票等について議論が行われた。

調査の一つとして、令和6年度介護報酬改定において施設サービスで入所者の急変時等に連携する協力医療機関を定めることが経過措置3年として義務化（居住系サービスは、施設サービスに準じる内容が努力義務化）されたことを受け、施設サービス及び居住系サービスに対して協力医療機関との連携構築の実態調査が行われる。

田母神常任理事は、調査案で協力医療機関を定める際の課題に関する設問で「医

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

療機関において入院の受け入れが難しいことが課題となる場合、さらに具体的な要因（病院の病床数が不足しているのか、あるいは看護体制などの人員体制の問題であるのか等）を把握することが課題解決につながる」と指摘した。

この他、訪問看護を含む介護サービスの提供体制、小規模な事業所を含めたサービス提供の実態等の情報を収集するための調査も実施される。調査では、訪問看護と他の介護サービスの連携状況に関する設問が含まれている。

これらの調査案から、利用者を支える体制整備に向けた地域連携の強化の重要性が、示唆される。（執筆：田母神常任理事）

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。